

現在の感染拡大を沈静化させるための 分科会から政府への提言

令和2年11月25日（水）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言

第17回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

[I] はじめに

- 11月20日の分科会の提言を受けた営業時間の短縮やGo To Travel事業の一時停止に関する政府及び自治体の迅速かつ適切な決断に感謝を申し上げる。
- 春の段階よりも医療提供体制は着実に向上している。しかし、昨日の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで評価されたように、11月20日の時点に比べ、いくつかの都道府県の地域では、医療提供体制及び保健所への負担が更に深刻化しており、既にステージⅢ相当の対策が必要になっている。このままの状態が続けば、早晚、通常の医療で助けられる命を助けられなくなる事態に陥りかねない。
- 介入が遅れば遅れるほど、その後の対応の困難さや社会経済活動への影響が甚大になるため、迅速かつ集中的な対応が求められる。

[II] 今すぐ解決すべき課題

短期間（3週間程度）に現在の感染状況を沈静化するためには、政府や自治体、更に一般の人々や事業者も含め、社会全体が共通の危機感を共有し、現在の状況に一丸となって対処することが求められる。その際、克服すべき具体的な課題は以下のとおりである。

- 11月20日の分科会で提言したとおり、現在の状況を早期に打開するためには、感染が急速に拡大している地域では、①営業時間の短縮、②それ以外の地域との間で、感染防止策が徹底できない場合には、ステージⅢ相当の強い対策、が最も重要である。
ところが、Go To Travel事業の運用見直しのみならず、社会の注目が集まり、最も重要なこの対策について、国、自治体、事業者、さらに一般の人々の間で十分に共有されていない。
- 昨日の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの評価でも、北海道・首都圏・関西圏・中部圏の一部の地域においては、感染拡大のスピードが急激で、クラスターが広範に多発し、医療提供体制が既に厳しい状況になっている。また、医療機関が少ない地方部で感染が拡大すると、より短期間で医療提供体制に深刻な影響を及ぼしかねない。
- 分科会としては、既にステージⅢ相当の対策が必要になっている地域もあり、営業時間の短縮及び人の往来や接触の機会を減らすことが必要と考えている。しかし、そうした感染状況に対し必要な対策がとられていない地域があり、都道府県と政府は連携して、具体的な取組みを迅速に進めることが求められる。

[Ⅲ] 分科会から政府への提言

1. 年末年始を穏やかに過ごすためにも、この3週間に集中して、都道府県は、政府と連携し、ステージⅢ相当の対策が必要となる地域においては早期に強い措置を講じることとし、以下の対応を行って頂きたい。
 - ① 酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮要請を早急に検討すること。
 - ② 夜間の遊興や酒類を提供する飲食店の利用の自粛を検討すること。ただし、仕事・授業・受診等、感染拡大リスクの低い活動を制限する必要はないことも併せて呼びかけること。
 - ③ 必要な感染防止策が行われない場合は、ステージⅢ相当の対策が必要となる地域とそれ以外の地域との間の往来はなるべく控えること。その際には、テレワークなど在宅勤務を積極的に推進すること。
 - ④ Go To Travel事業の一時停止を行うこと。その際、今後の状況に応じて、当該地域からの出発分についても検討すること。また、Go To Eat事業の運用見直しやイベントの開催制限の変更等も検討すること。
2. 医療提供体制及び保健所への更なる負担を防ぐために、ステージⅢ相当の対策が必要となる地域においては、以下の対策を講じて頂きたい。
 - ① 高齢者施設等の入院・入所者等を対象に、特に優先して検査を実施するとともに、全国どこの地域でも、高齢者施設等で感染者が1例でも確認された場合には、迅速かつ広範に検査を行い、重症者の発生を重点的に予防すること。
 - ② 高齢者であっても比較的症状が軽い人については、基礎疾患も考慮して、宿泊療養又は自宅療養をお願いすること。なお、感染拡大する前から軽症者を受け入れる宿泊施設の準備を確実にすること。
 - ③ ステージⅢ相当の対策が必要となる地域の中でも、特に医療提供体制及び保健所機能が厳しい状況にある地域に対し、今後数週間は感染状況がさらに悪化することを前提にして、患者搬送及び医療従事者の派遣等の支援について、政府は自衛隊の活用も含め全国的な支援を早急に検討すること。
 - ④ 厳しい勤務体制で診療を続ける医療従事者に対する誹謗中傷が未だに見受けられ、離職の増加も強く懸念される。誹謗中傷を防止する啓発を継続し続けること。
3. 特にこの3週間に集中して、「感染リスクが高まる「5つの場面」」及びマスク着用を含む「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」について、統一感をもってわかりやすく発信し、社会の隅々にまで浸透するよう、努力して頂きたい。
4. これらの対策の実効性を高めるために、財政面も含め、医療・経済・雇用等への一層の支援を行うこと。
5. この3週間の対策の効果を新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード及び分科会で評価し、万が一効果が不十分であった場合には更なる対策を行う必要がある。

酒類を提供する飲食店等への休業要請・営業時間短縮要請等の推進

- 各都道府県において、地域の感染状況等に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下のような、**休業要請や営業時間短縮要請等を、機動的に実施**していくよう働きかける。
 - ① **ガイドラインを遵守していない酒類を提供する飲食店等への休業要請**
 - ② **ガイドラインを遵守している酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請**
 - ③ **併せて、夜間や酒類を提供する飲食店等への外出自粛要請**
- ②の要請に伴って、協力する事業者に対して協力金等の支給を行う場合、国として、**地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」による追加配分**を行い、各都道府県の取組を後押しする。

<地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」の概要>

- **追加配分の対象となる要請**
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う**営業時間短縮要請等**であって、**特措法担当大臣との協議**を経たもの（以下「支援対象要請」という。）
- **追加配分の対象団体** 支援対象要請に伴い、協力金等を支給する都道府県（原則として都道府県に配分）
- **追加配分額**
 知事の行う営業時間短縮要請等の内容（対象店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付。

対象店舗数 (A) ※1	×	協力金の額 (B) 60万円を上限 ※2	×	80% (C) ※3
-----------------	---	----------------------------	---	---------------
- **適用時期** 令和2年11月1日以降に行われる要請に適用
- **「協力要請推進枠」の予算額** 500億円
 ※第2次補正予算2兆円のうち今後の感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた分

【参考】主な都道府県における感染拡大防止に係る措置等

	7月～8月の感染拡大期における措置等	現在行っている措置等
北海道	【重点的検査の実施（陽性者数／検査数）】 札幌市すすきの地区：28／1,712(7/23～8/30)	【営業時間短縮要請等】 ・11/7～27(すすきの地区) 接待を伴う飲食店、酒類提供を伴う飲食店等に 営業時間短縮要請 (～22時)等 ・11/17～27 札幌市において、感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出を控えること等を要請 【重点的検査の実施】 臨時PCR検査センターを週4回検査に増強予定
東京都	【営業時間短縮要請等】 8/3～31(都内全域)：酒類提供を行う飲食店等に 営業時間短縮要請 (～22時) 9/1～15(23区)：酒類提供を行う飲食店等に 営業時間短縮要請 (～22時) 【重点的検査の実施（陽性者数／検査数）】 新宿区歌舞伎町地区：1,365／5,468(7/1～8/31)	【営業時間短縮要請等】 11/28～12/17(23区及び多摩地域の各市町村) 酒類提供を行う飲食店等に 営業時間短縮要請 (～22時) 【重点的検査の実施】 左記の取組を継続
愛知県	【営業時間短縮要請等】 8/5～24(名古屋市錦・栄地区) ・ ガイドラインを遵守していない 、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に 休業要請 ・ ガイドラインを遵守している 、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に 営業時間短縮要請 (～20時) 【重点的検査の実施（陽性者数／検査数）】 名古屋市錦・栄地区：290／871(7/20～8/31)	○11/19に、「イエローゾーン」(警戒)から「オレンジゾーン」(厳重警戒)に引上げ ○引上げに合わせて、知事メッセージで感染防止対策等呼びかけ 【重点的検査の実施】 左記の取組を継続
大阪府	【営業時間短縮要請等】 8/6～20(大阪市ミナミ地区) ・ ガイドラインを遵守していない 、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に 休業要請 ・ ガイドラインを遵守している 、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に 営業時間短縮要請 (～20時) 【重点的検査の実施（陽性者数／検査数）】 大阪市ミナミ地区：926／5,863(7/16～8/31)	【営業時間短縮要請等】 11/27～12/11(大阪市北区・中央区) ・ ガイドラインを遵守していない 、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に 休業要請 ・ ガイドラインを遵守している 、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に 営業時間短縮要請 (～21時)